

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第62号

京都市区役所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市区役所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表北区役所及び中京区役所の款中「及び中京区役所」を削り、同款地域力推進室の項中「総務・防災課長」を「総務・防災課長 企画課長」に改め、同款保健部

の項中

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長
衛生課	生活衛生係長 食品衛生係長

を

「

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長
--------------	------------------------------

に改め、同表上京区役所及び

西京区役所の款保健部の項中

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長
衛生課	生活衛生係長 食品衛生係長

を

「

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長
--------------	------------------------------

に改め、同表左京区役所の款

保健部の項中

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長
衛生課	生活衛生係長 食品衛生係長

を

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長	に改め、同款の次に次の1款を
--------------	------------------------------	----------------

加える。

中 京 区 役 所	地域力推進室	総務・防災 課長 まち づくり推進 課長	庶務係長 地域防災係長 調査係長 企画係長 事業係長 広聴係長 振興 係長
	区 民 部	市民窓口課	記録係長 窓口係長
	福 祉 部	福祉介護課	福祉係長 介護保険係長
		支援保護課	支援第一係長 支援第二係長 保護第 一係長 保護第二係長 保護第三係長
		保険年金課	資格係長 徴収推進係長 保険給付・ 年金係長
保 健 部	健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長	

第1条第1項の表東山区役所の款保健部の項及び山科区役所の款保健部の項中

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長	を
衛 生 課	生活衛生係長 食品衛生係長	

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長	に改め、同表下京区役所の款
--------------	------------------------------	---------------

福祉部の項中「保護第四係長」を削り、同款保健部の項中

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長
衛 生 課	生活衛生係長 食品衛生係長

を

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長
--------------	------------------------------

に改め、同表南区役所の款保

健部の項及び右京区役所の款保健部の項中

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長
衛 生 課	生活衛生係長 食品衛生係長

を

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長
--------------	------------------------------

に改め、同表伏見区役所の款

地域力推進室の項中「総務・防災課長」を「総務・防災課長 企画課長」に改め、同款保

健部の項中	健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長	を
	衛 生 課	生活衛生係長 食品衛生係長	

健康づくり 推進課	管理係長 成人保健・医療係長 母 子・精神保健係長
--------------	------------------------------

に改める。

第6条福祉部の款福祉介護課の項中第20号を第21号とし、第8号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業の審査及び支

給決定に関すること。ただし、審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができるものを除く。

第6条福祉部の款支援課の項第6号中「の決定」を削り、「及び地域活動支援」を「地域活動支援、訪問入浴サービス及び日中一時支援」に改める。

第6条保健部の款健康づくり推進課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、第12号を削り、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、第15号を第13号とし、同款衛生課の項を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)